

# NWEC男女共同参画統計ニュースレター

No.6 2011年6月23日

## 目 次

1. 「政府統計における性別データの収集・整備に関する調査研究報告書」検討会が3月に開かれた	5. 災害と男女共同参画（ジェンダー）統計
2. 第42回国連統計委員会におけるジェンダー統計に関する議論について	6. 主要統計指標の解説（4）：性、年齢階級別労働力率曲線とM字型曲線
3. 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編） ◎京都市	7. 『世界の女性2010－動向と統計－』翻訳版準備中
4. 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編） ◎滋賀県	8. NWECから
	9. 男女共同参画統計関係行事日程表

## 1 「政府統計における性別データの収集・整備に関する調査研究報告書」検討会が3月に開かれた

表記の検討会が3月11日午前10時～12時に永田町合同庁舎で行われた。主たるテーマは、男女共同参画局がタイム・エージェント社に委託して作成中の表記報告書に関する意見交換であり、副次的には、出席者間でジェンダー統計をめぐる内外の動向の情報交換であった。参加者は、男女共同参画局とタイム・エージェント社、有識者として、伊藤陽一（法政大学名誉教授）、中野洋恵（NWEC）、藤掛洋子（東京家政学院大学）の3人、総務省統計局から三神均氏（社会生活基本調査担当）であった。

この調査報告書は、現在の主要な政府統計において、性区分、あるいは年令、労働力・雇用状態などの重要属性とのクロスがどう備わっているかについて調査・整理しようとするもので、2001年にNWECの研究会が、同一の作業を行ってから約10年ぶりのものである。

男女共同参画局のジェンダー統計を重視する一連の活動（第3次基本計画へのジェンダー統計事項の取り入れ、第3回世界ジェンダー統計フォーラムへの報告参加、国連統計委員会関係のジェンダー統計トピックでの報告参加）の一環として評価されるだろう。この報告書は2010年の作業として進められ、2011年度の4月以降に公表されるかと思う。

検討会は、男女共同参画局からの検討会の趣旨と報告書の狙い等の説明、参加者間でのジェンダー統計活動の動向に関する情報や認識の提示、報告書作成担当のタイム・エージェント社からの作業経過と今後についての説明、これをめぐっての意見交換、という経過で進められた。

有識者からは、報告書作成は、時間制約の下での大変な作業であるので、諸課題を列挙した上で、今回の報告書の守備範囲を限定すべきこと、男女共同参画局の参画統計重視の傾向－特に、国連統計委員会での報告－を高く評価すること、統計局からの参加があったが、今後、男女共同参画局－統計局の連携を強化していただきたい、公表統計に過度に依存するのではなく、ケーススタディなどを尊重する必要がある等の意見・希望が出された。また、NWECの共同参画統計活動が示された。さらに、男女共同参画局が地方の参画統計活動へも目配りをし、連携を強めるべきことが語られた。

## 2 第42回国連統計委員会におけるジェンダー統計に関する議論について

内閣府男女共同参画局調査課 中垣陽子

本年（2011年）2月22日～25日、ニューヨークの国連本部にて第42回国連統計委員会が開催され、参加してきました。本稿では、その中でジェンダー統計に関する議論を中心に振り返ってみます。

## 【国連統計委員会について】

国連統計委員会は、国連経済社会理事会の下に1946年に設置された委員会です。各国の統計の開発及び比較可能性の改善の促進等を任務としており、たとえば、国民経済計算体系（SNA）も同委員会で定められています。

委員会のメンバーは、経済社会理事会によって選出される24か国からの代表であり、我が国は、1962年から69年までの間、及び73年以降、委員国となっています。毎年2月末から3月はじめの時期に開催される会議には、委員会のメンバーに加えて世界各国や国際機関等から多くの参加者が集まります。

今回合会の参加者は約250名、我が国からは、池田博士総務省政策統括官（統計基準担当）をはじめとする関係府省担当者からなる代表団が参加しました。4日間にわたる会議ではジェンダー統計に関するプログラム・レビューをはじめ、世界統計の日、国民経済計算、人間開発統計（HDI（Human Development Index、人間開発指数）等）等について大変活発な議論が行われ、加えて、数多くのサイドイベントも期間中に開催されました。会議の概要や提出された書類等については、

[http://unstats.un.org/unsd/statcom/commission\\_42nd\\_session.htm](http://unstats.un.org/unsd/statcom/commission_42nd_session.htm) をご覧ください。

## 【ジェンダー統計に関する議論について】

近年のジェンダー統計に関する国際的な動きは、1995年の第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領を前提に行われてきました。今回合会で議題として取り上げられたジェンダー統計に関するプログラム・レビューは、2010年の第41回の国連統計委員会の決定に基づき、国連統計部（UNSD）によって実施されたものですが、その調査票も北京行動綱領の枠組みに基づき作成されました。これに対して我が国を含む20か国の国家統計局及び6つの国際（または地域）機関から寄せられた回答をもとに、ガーナ統計局が作成した各国等の取組状況や今後の取組強化に関する提案を含んだレポートをふまえた事務総長ノートが公表されており（E/CN.3/2011/3）、会議は、これらに対して各国が意見を表明する形式で進められました。

事務総長ノートでは、ジェンダー統計のこれまでの推進状況について、以下のような認識が示されました。

- 第4回世界女性会議に先立つ1975年からの1995年までの間、国連統計部の指揮の下、ジェンダー統計に関する様々な技術的発展が見られ、各国における取組が進展した。
- その後、各国への効果的な支援が行われなかったことから多くの国で活動が停滞したが、一部の地域では、欧州経済委員会（ECE）やラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）といった国連地域委員会によるサポートが各国におけるジェンダー統計推進のためのモメンタムとなり続けていた。
- こうした状況を打破すべく、2006年に、国連人口基金（UNFPA）や世界銀行の協力の下、国連統計部が機関間・専門家会合（IAEG-GS）を設立し、また、ジェンダー統計グローバルフォーラムを3回にわたり開催した（うち、昨年10月のマニラ会合には内閣府男女共同参画局から高村静分析官が出席）。
- 北京行動綱領では、「個人に関するすべての統計が、性及び年齢別に収集され、集計され、分析され、提供されて、社会における女性と男性に関する課題、争点及び問題点を反映するよう保障すること（パラ206a）」とジェンダー統計を定義している。各国の取組状況をみると、このような幅広い方向性をもったプログラムを実施している国もある一方で、男女別のデータの収集、公表のみにとどまっている国も多いのが現状である。

こうした現状認識を踏まえ、事務総長ノートの提案をベースに、各国・各機関から非常に活発な議論が行われ、概ね次のような合意がなされました。

- ジェンダー統計の推進に関しては国連統計部のサポートがこれまで大きな役割を果たしてきたところであり、今後こうしたリーダーシップを強化することが必要である。
- より包括的なジェンダー統計プログラムのレビューを実施する。
- UN Women（注：本年1月正式発足）など関連他機関との連携を深め、地域委員会の活動を活性化させる。地域委員会は、各国に対して必要なプログラム設置を働きかける。
- 機関間・専門家会合への付託事項を拡大する。機関間・専門家会合を毎年開催するとともに、各

国のジェンダーの状況を示す最低限必要な指標の設定や、マニュアル、訓練プログラムの開発、データベース化の推進等に努める。

- 国の発展段階に応じた課題の違いに留意する。
- 優先度の高い調査（女性に対する暴力、時間利用調査等）に対応する。

当職からも、今後のジェンダー統計推進の方向性について賛意を表するとともに、併せて、昨年閣議決定された第3次男女共同参画基本計画において、82にわたる数値目標を設け、今後モニタリングを行っていく予定である旨報告し、これらの情報が盛り込まれた小冊子“Women and Men 2011”（本年2月に内閣府が作成）を紹介しました。

#### 【サイドイベントについて】

ジェンダー統計に関するサイドイベントが期間中2回開催されました。1つ目は、国連統計部、国連人口基金、UN Women 共催のセミナーで、2つ目は、国連統計部と国連婦人の地位委員会（CSW）の共催のセミナーです。前者のセミナーにおいて、同行した高村静分析官から、我が国のジェンダー統計をめぐる現状を紹介しました。

#### 【おわりに】

我が国においては、昨年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画に基づき、また、関係府省や統計のユーザーである有識者の方々との連携に配慮しながら、さらには、国連を中心とした国際社会の動向も十分に踏まえつつ、ジェンダー統計の推進に向けて取り組んでいく所存です。

同時に、今回の会議で改めて確認したことは国際社会に向けた適切な発信の重要性です。第3次男女共同参画基本計画に関する我が国の情報提供も関心を持って受け止められました。また、今回の会議の席上では、日本がアジア太平洋統計研修所（SIAP、国連の地域経済委員会であるアジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の補助機関）を招請し、40年にわたって運営に協力した点について、各国代表から謝意が評されました。

世界に先駆けて高齢化が進展していることなどを踏まえると、我が国の経験は他国にとって非常に参考になるものだと考えられ、様々な機会をとらえた情報発信に今後も努めてまいります。

（経済統計学会ジェンダー統計研究部会ニュースレターNo.22（2011.4）より転載）

### 3 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編） ⑤京都市 「京都市男女共同参画データブック」

公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会 山本みどり

京都市男女共同参画推進協会は、京都市の男女共同参画施策の拠点施設である「京都市男女共同参画センター（愛称：ウィングス京都）」の開館当初より、センターの管理・運営を受託している団体です。今年の4月から、指定管理の2期目に入るとともに、公益財団法人として新たなスタートを切ったところです。

#### 【調査・研究事業としてのデータブックの作成】

当協会では、平成20年度より、変貌する社会情勢に対応した事業を実施し、その内容の充実と向上を図るため、センター事業と有機的に連携する調査・研究事業の一環として、既存の行政資料や統計などをもとに、「京都市男女共同参画データブック」の作成（企画・編集）を行っています。

最新版（平成22年3月発行）のデータブックで扱ったテーマは、下記のとおりです。

- ①男女共同参画に関する意識
- ②男女共同参画の現状
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進
- ④女性に対する暴力
- ⑤京都市男女共同参画推進条例
- ⑥女性の人権・男女共同参画に関する国内外の動き
- ⑦京都市男女共同参画センター ウィングス京都の紹介

ページ数わずか12ページ、1ページに掲載するデータは、2～4種類とたいへんコンパクトな内容となっています。また、統計以外にも、京都市男女共同参画推進条例の基本理念や年表、ウィングス京都の事業



紹介なども盛り込んでいます。これは、データブックの活用方法として、当初より、当協会が実施する「はじめての男女共同参画講座」におけるテキストとしての役割を想定しているためです。

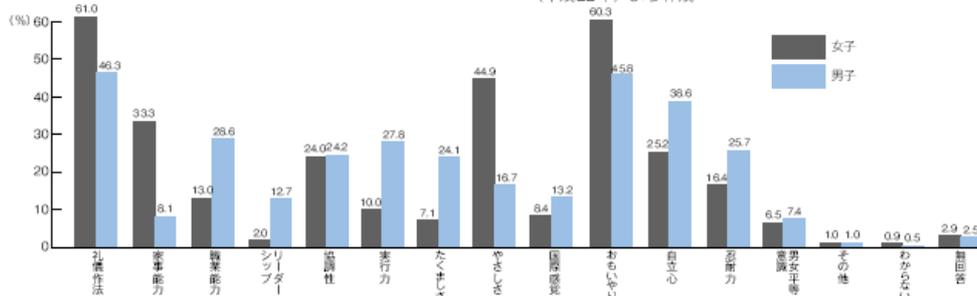
**【講座テキストとしての活用】**

「はじめての男女共同参画講座」とは、市民の皆様の「男女共同参画って何?」「自分とどんな関係があるの?」といった疑問にお答えするため、職員が地域に出向き、新聞記事など時事的な話題や映像資料、統計等を用いて解説する講座です。

その時々テーマに合わせ、例えば子どもの性別によって大人の期待度が異なることを「子どもに身につけさせたい能力(男女比)」のデータから解説するなど、ジェンダーを身近なところから感じていただけるようにしています。

また、HDI/GEM/GGIの表を扱う際は、クイズ形式にして先に予想してもらい、そこからページをめくって実際のところを確認するなど、使い方にも工夫を凝らすとともに、ひとつずつのデータに短いコメントを入れることで、単なる数字ではなく、「読み解く」ツールになるよう心がけています。

(エ) 子どもに身につけさせたい能力(男女比) 京都市「男女共同参画に関するアンケート結果報告書」(平成22年)より作成



女の子には「家事能力・やさしさ・おもいやり」を、男の子には「職業能力・リーダーシップ・実行力・たくましさ」を求めるなど、子どもの性別によって身につけさせたい能力に大きく差が出ています。

**【作成に際して】**

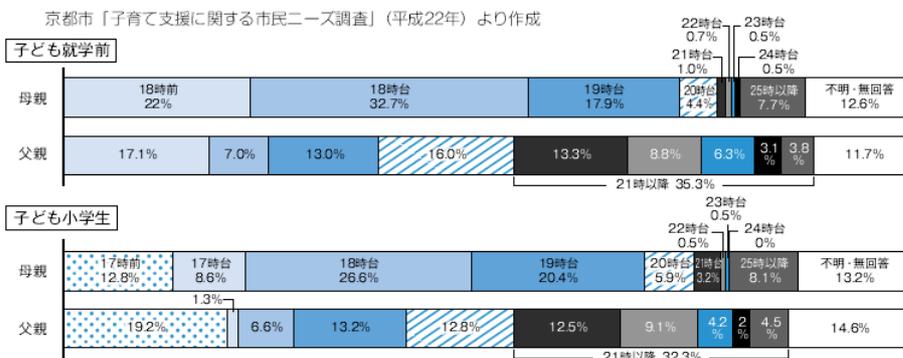
様々な年齢層の方にご覧いただくため、わずかな時間で効率よく使えるよう、取り上げる資料やレイアウトについては毎年検討を重ねています。よく使用し、反響の大きかったデータは次年度編集の際に、できるだけ大きく扱うようにします。

また、例えば、男女の賃金格差が効果的にわかるデータは何かなど、講座で取り上げたい内容にふさわしいジェンダー統計を探し出していきます。しかし項目によっては、男女別のデータが見つけれなかったり、全国統計と京都市の統計項目が微妙に異なっているなど単純に比較しにくい場合があり、常に迷いながら編集を行っています。

**【今後に向けて】**

財団職員や関連機関、男女共同参画の推進に関わるNPOの方などといっしょに、データブックのデータ

(エ) フルタイムで就労している保護者の帰宅時間



京都市では、小学生以下の子どもを持つ父親の約3人に1人が21時以降に帰宅していると答えており、子育て中の父親が家で過ごせる時間、子どもと関わる時間は少ないといえます。

データを深く読み解く勉強会を実施したいです。「フルタイムで就労している保護者の帰宅時間」のデータで、父親より母親の方が深夜に帰宅している割合が高いのはどのような背景かなど、今まで注目していな

かった部分にも、さらに深い読み取りができるのではないかと考えています。また、今後はさらに視野を広げて、大学での講義に使えるようにするためには、どのようなデータがあるとよいか？など、ウィングス京都の講座以外にもデータブックの活用の幅を広げていきたいです。

#### 4 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編） ⑥滋賀県

### 「図で見る滋賀の男女共同参画推進状況」

滋賀県総合政策部男女共同参画課 野村加奈子

男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるためには、市町、関係団体と連携して、取り組む必要があることから、県内の市町における男女共同参画の現状や課題を共有することが重要となります。

そこで、本県の市町における男女共同参画に関係する施策の推進状況を把握し、今後の施策展開を検討するうえで役立つものとなるよう、県内の推進状況が一目でわかる「図で見る滋賀の男女共同参画推進状況」を作成しています。

#### 1. 「図で見る滋賀の男女共同参画推進状況」の概要について（全21ページ）

<http://www.pref.shiga.jp/c/danjo/sityouson/index.html>

##### (1) 市町および県の概況（12ページ）

県内19市町の推進状況について市町マップを色分けし、視覚的にわかりやすくしています。経年変化がわかるグラフも掲載し比較できるようにしています。

また、女性の参画状況を示す6つの指標等により、各市町の推進状況を図式化しており、どの項目に力を入れるべきかわかりやすくなるようになっています。

- ・推進体制  
(条例、計画、諮問機関（審議会等）・庁内連絡組織)
- ・施策・方針決定過程における女性の登用状況  
(地方議会、附属機関、行政委員会、管理職)
- ・地域の方針決定における女性の登用状況  
(自治会役員)
- ・(参考) 市町ごとの男女共同参画推進状況  
(主な項目)

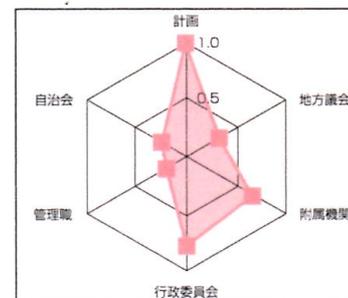
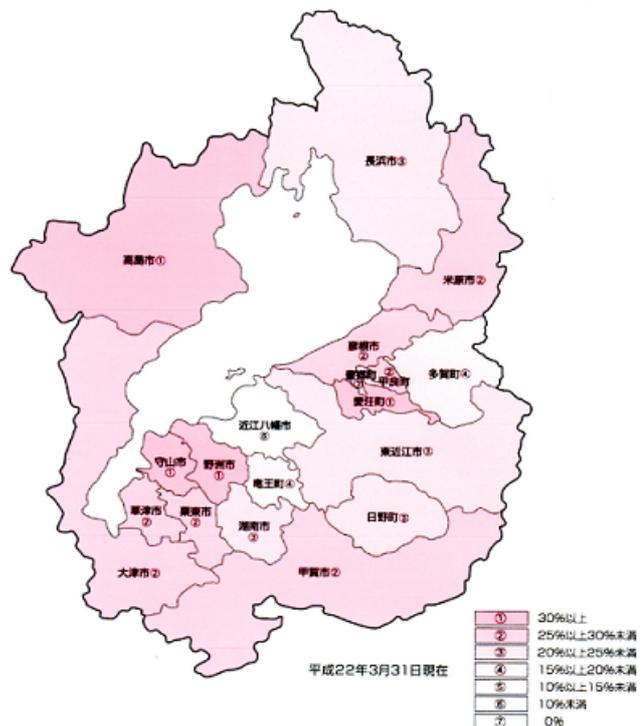
##### (2) 基礎資料（4ページ）

- ・推進体制
- ・政策・方針決定過程における女性の登用状況
- ・地域の方針決定における女性の登用状況

#### 2. 活用状況について

市町や男女共同参画センターを中心に配布し、地域の研修会等で活用していただいています。また、県内の推進状況が色の濃淡で表してありわかりやすいということで、自治会での男女共同参画に関する講演等に活用していただくなど、人気がある冊子です。

附属機関(地方自治法第202条の3に基づく審議会等)



主な項目について、トップを1とし、それぞれの区分での位置づけを0～1の間で数値化したレーダーチャート

### 3. 今後の取組について

今年度は「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしが2010プラン～」スタートの年です。行政はもとより、家庭、地域、学校、職場などにおいて、男女共同参画の取組が一層推進されるために、この冊子が活用されるよう内容を工夫していきたいと考えています。

また、平成22年度の発行は平成23年2月でしたが、各市町の施策に反映できるよう、少しでも早く作成したいと考えています。

## 5 災害と男女共同参画（ジェンダー）統計

伊藤陽一

【編集部注。東日本大震災後の最初のニュースレターとして、この号では、編集委員の伊藤による（経済統計学会ジェンダー統計研究会のNL 22号（2011.4）に掲載された）小論の一部削除版を転載する。】

2011年3月11日午後2時46分に、三陸沖（牡鹿半島の東南東約130km）、深さ約24kmを震源として発生したM.9.0の地震とこれに伴う津波（高さ10mから20m近くの地区もあったという）、そして福島第一原子力発電所の事故は、第2次世界大戦以後最大の爪痕を日本に残した。被害者・被害地の救済、その産業をふくめての復興に向けて力をあわせながら、並行して、被害の全体像、災害予防と被害者救済、被害者のアフタケア（これは目下進行中であるが）、と被害地復興の過程と今後を、監視・検討していく必要がある。その際の経済格差やジェンダー視角を含む注目点もとりあげなければならない。

「ジェンダーと災害（Gender and Disaster）」は、1995年北京女性会議以後、国際的には、1990年代後半からの災害の増加－2001年インド西部・地震、02年アフリカ南東部・旱魃、04年12月26日スマトラ沖地震・インド洋大津波、等を背景に、「北京＋5」（1995年北京女性会議後5年＝2000年）会議で新たに柱とされた。日本では、これに先立つ1995年1月17日の阪神・淡路大震災、2004年10月23日中越地震、2007年3月25日能登半島地震、2007年7月16日新潟県中越沖地震等の経験をふまえ、上述の国際的経過と合流して、論議の一部は、国際的な先端部分を走っていたが、政府関係文書での取り入れは遅れる。本稿は、1で、問題の要点や経過にふれ、蓄積された災害対策が今次の災害の中でどう受け止められ実践されたか、不足点・問題点は何かを顧みる。2でジェンダー統計視角に諸問題をひきつけ、幾つかの考えを示したい。本稿は、災害発生の初期時点での暫定的小論である。

### 1. 災害とジェンダー

**1.1 概論** 自然災害被害－洪水、暴風、疫病、異常高温、地震、林野火災、干ばつ、地滑り、火山爆發、高潮・津波－の中でのジェンダーは、国際的・国内的にますます重視されてきていた。男女を問わず生命の救済が大前提であるが、災害前、被災、復興過程で、性別に問題をみる必要がある。災害からの救助後の、避難所生活や復興過程が配慮ある形で進められなければならない、二次的に生命を失い、さらには深い精神的ストレス、さらには自殺に及ぶことさえある。

従来論議<sup>1</sup>と目下の進行過程を観察しながら、留意点の概略を整理すると以下のとおりである。

①**災害予防政策**：高齢者、障害者、外国人、乳幼児、女性、特に妊産婦等被災時の男女のニーズは②以下のように異なる。防災計画や防災知識の普及、防災組織、訓練等に女性の参加が必要である。以下各項で、障害者、高齢者、外国人、母子・父子世帯の配慮が必要である。

②**避難行動と災害現場での応急対策**：女性が「災害弱者」であるか、特に途上国女性かどうか、をめぐっては論議がある<sup>2</sup>。家事等で家庭に居ることが多く、災害時に助けなければならない高齢者や子どもをかかえており、泳げず木に登れない女性が多く、妊産婦もいる。途上国では被服が速やかな退避を阻害し、非常時に夫の帰りを待つ、あるいはレスキュー男性にふれることや避難所で男性との同席が許されていない等の社会規範・宗教的制約があり、文字をふくむ情報を入手・読解できず、災害に関する知識がない等がある。

<sup>1</sup> 角崎悦子（2007）「災害におけるジェンダー－アジア・途上国の視点－」『災害社会学入門』、相川康子（2008）「災害とその復興における女性問題の構造－阪神・淡路大震災の事例から－」『研究ジャーナル』（国立女性教育会館）Vol.10、山崎栄（2008）「防災分野における男女共同参画－大分県における取組を中心に－」『大分大学大学院福祉社会科学部研究紀要第9号』、山地久美子（2009）「ジェンダーの視点から防災・災害復興を考える－男女共同参画社会の地域防災計画」『災害復興研究』（関西学院大学災害復興制度研究所）V.1、他。

<sup>2</sup> 上記、山地、p.47

- ③ 災害避難場所での支援：育児支援（関連品物の優先提供、専用スペース<授乳・キッズルーム等>、生理用品の必要、入浴・トイレ、干しもの場所など様々のプライバシーの配慮、単身女性を別集団化する必要、女医の派遣、美容師派遣、性犯罪阻止を含む安全確保・犯罪対策、救援側女性の安全等の配慮。
- ④ 避難生活後の生活再建・住宅再建等支援：仮設住宅への妊産婦、高齢者等の優先入居、多様なニーズを持つ身障者への対応、女性の職場身分の確保、職場の弾力的対応（被災男女の労働時間、育児配慮、男性の育児休業取得）、優先的求職斡旋（ハローワークの設置等）、母子世帯・父子世帯配慮。
- ⑤ 災害時と復興過程での女性の活躍：女性は、地域の事情に詳しく被災者救済や地域情報の作成に力を発揮する、避難所の生活を支える大きな力になり（調理等での過重負担を強要せず、男性参加を増やしつつ）、特に被災女性への対応では適任である等、上記の全過程で女性の活動抜きの救済・復興過程はありえない。

**1.2 東日本大震災への男女共同参画局の対応** 日本では、阪神・淡路大震災や中越地震等を経て、幾つかの地方自治体と研究者の中での検討が進み、男女共同参画視角を組み込んだ防災計画と防災指針の詳細化がある<sup>3</sup>。

国のレベルでも、防災基本法に基づく防災基本計画が2008年2月に修正され、男女共同参画の視角が一定程度織りこまれ、第2次男女共同参画基本計画からとりあげられた。昨年12月に定められた第3次計画では、第14分野に「地域・防災・環境その他」があり、一定の拡大をみたが、詳細ではなく、災害復興過程がとりあげられていなかった。とはいえ、今次の大震災の中で幾つかの指針が順次発せられた。3月16日に「女性や子育てのニーズをふまえた災害対応について－避難所等での生活に関する対応の依頼」を関係機関（現地支援対策室を含む）において配慮いただきたい」、3月24日に「女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について」、3月30日に、宮城県内用、岩手県内用、福島県内用の「暴力に関する相談・女性の相談窓口等について」である。男女共同参画局のこの間の注目すべき活動は、3月31日に設置された「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」（広く14省庁から構成）の第2回会議（4月6日）で決定した上記の「・・・確保対策について」に、男女共同参画の視角を一定程度織り込んだことである。この「対策」はあくまで、安全問題に限られているが、主な点は、『男女共同参画情報メール臨時号』（H23.4.6発行）に要約されている。

**1.3 ネットワーク** 既存の「災害と女性」に関するネットワークや新たに立ち上がったネットワークが、今次の震災に関わって、関連する情報等を発している。以下がある。①「災害と女性」情報ネットワーク、②大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課、③中央防災会議の資料、④「災害と女性センター」全国女性会館協議会と関連団体、⑤仙台市男女共同参画推進センター：エルソーラ/エルパーク。他に、「わたしの防災力ノート」男女共同参画センター横浜、「震災後の女性・子ども応援プロジェクト」。

**1.4 高齢者および障がい者への対応** この震災に対応して、健康・医療に関わる関係者や患者・療養中の人、高齢者、障がい者等に対する指示や情報は厚生労働省の「東日本大震災関連情報」サイトが、【個人の方へ】、【水道・食品】、【医療従事者向け】、【社会福祉関係】、【企業・法人向け】、【雇用・労働関係】別に提供している。他に以下のサイトがある。①要援護者（高齢者＋障がい者）：a.JDF東日本（東北関東）大震災被災障害者総合支援本部、b.海老名市の「要援護者支援マニュアル」（市民編）、（障害別支援のポイント）H18年版、②高齢者：社団法人日本老年医学会の一般救護者用・災害時高齢者医療マニュアル（試作版）（全25頁）と詳細にわたる医療者向け「高齢者災害時医療ガイドライン」（試作版）（全329頁）、③障がい者：東北関東大震災（東北地方太平洋沖地震）障害者救援本部（3月17日開設）のパンフレット「被災地での障害がある人への基礎的な対応－あなたの避難所にこんな方がいたら－肢体不自由/視力障がい/聴覚障がい/知的障がい/精神障がい/内部障がい」。

**1.5 小括－1のむすび** 今回の大災害での経験を経て、対策文書、非常時の実践マニュアル等はさら

<sup>3</sup> 男女共同参画会議・監視・影響専門調査会（第25回-2008.1.25）参考資料「防災分野での取り組み状況について」。データは少々古いが、この時点の都道府県・政令指定都市の調査結果表である。

に詳細化され、また指針等に沿った予備訓練が行われるだろう。とはいえ、ウェブサイトに載せたこれら指示も情報も、伝達手段が失われると当事者にとどかないし、災害規模や緊急度にもよるが、その関係者や人々がその都度読む余裕はないことがあろう。特に寸刻を争う、あるいは混乱の最中の非常時には、関係者全体に男女共同参画の視角が血肉化していて、少人数のリーダーだけでなく、地域のリーダーをふくめて草の根の人々の即時の判断と行動とされる必要がある。災害に特化して男女共同参画が語られるだけでなく、日ごろの生活・社会全体に、男女共同参画思考が浸透していることが求められる。

## 2 災害とジェンダー統計

災害とジェンダー論議と関連して、災害に関わるジェンダー統計論には何が要請されるのか。

まずは、上記の防災対策にはじまって、災害からの復興の過程における男女共同参画の必要性の明示と、共同参画の進展を、統計データの作成と分析によって、可能な範囲において、示していくことであろう。とはいえ、関連データの作成に関しては留意すべき点がある。

**2.1 必要な統計指標** 統計のために統計を作成するのではなく、災害からの救済や復興に必要であるから統計が作成される。まず、災害過程の性格によって統計データの作成が難しい現実がある。また災害過程の事例観察によって、統計データを待つまでもなく明らかな諸点がある。これを前提したうえで、1.1の①～⑤、さらに1.2～1.4を念頭におくと、いまだ、具体的な指標を提示するところまでには至っていないが、以下がある。

- (1)防災計画・指針の作成と知識の普及と訓練過程の全体に男女共同参画の視角を取り入れながら強化する上で、これらを立案作成し、訓練を指導・管理する審議会・委員会への女性の参加の必要。
- (2)下記の表2に示したような、法律で求められている地方自治体の防災計画や指針自体に、男女共同参画視角が入っているかどうか、に関する数・割合がある。
- (3)(1)とも関連するが、災害に面しての主要な実働機関・組織—警察、消防職員・団員、さらには自衛隊での女性の割合がある。おのずから男性が中心になる機関・組織もあり、個別に検討されるべきであるが、一定の女性割合は必要。
- (4)被災者数を、被災種類や被害を受けた過程と要因別に、性別に把握したい。被災当初から避難所とその後の過程での二次的災害をふくめる必要がある。
- (5)特に、妊産婦、幼児、障害種類別の身障者、病弱者、高齢者、そしてコミュニケーション等に困難を持つ外国人、に注目する必要がある。
- (6)災害発生から避難、2次避難、さらに復興の過程で、被災者のニーズは、被災者の属性別—高齢者、妊産婦、女性、障がい者、幼児・児童—に、どれだけの数かを把握したい。
- (7)災害避難所での働き手に関して、自治体職員、医師・看護師、保育士、心身ケアの担当者、教職等関係者の性別・年令別の状況がある。災害種類と規模別によるが、それぞれの必要人数も想定されるだろう。
- (8)被災地、避難所への被災者別の物資・サービスの提供ではどうか。
- (9)特に(6),(7)に支援を与える、災害関係専門ボランティアの性、年令別、対象分野別人数がある。
- (10)これとともに、現地の受け入れ態勢が整った後で、出動する一般の自主的ボランティアの性、年齢別状況がある。

以上の(8)～(10)でふれたボランティアは、災害時や、今後の社会づくりにおいて平時でもGOを補い、協力し合い、またときには、代置しうるものとしてますます重視されるべきである。

- (11)被災地・被災者の生活（衣食住）と営業、就業過程での性差別・格差の有無を監視する必要がある。
- (12)被災地・被災者の生活と営業、就業の回復過程での企業・団体・組織での対応（労働時間での柔軟な対応）や支援の形態別有無。CSRの具体化と広がり観察にも必要である。
- (13)(12)は、災害時に限定せず、地域の復興・振興過程での女性の活躍を注目したい。

災害とそこからの回復過程に対応するこういった統計データ要求に対して、これまでとりあげられてきた指標をふりかえってみる。

## 2.2 これまでの諸文書での統計指標

(1)国レベルでの統計指標 ①第3次男女共同参画基本計画の第14分野「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」における成果目標と参考指標は以下のとおりである。

表1 第3次男女共同参画基本計画(2010.12)での指標

	項目	現状		成果目標
成果目標	自治会長に占める女性の割合	4.1% (平成22年)		10% (平成27年)
	女性委員のいない都道府県防災会議	13 (平成21年)		0 (平成27年)
	全国の女性消防団員	19,103人 (平成22年)		10万人
参考指標	日本PTA全国協議会役員	直 近 値	8.7% (平成21年)	
	都道府県・政令指定都市PTA協議会役員		6.6% (平成22年)	
	PTA会長 (小中学校)		10.5% (平成22年)	

脚注3で引用した第3次計画に至る過程での監視・影響専門調査会による調査は上記2.1の(1)に立ち入ったものである。そこでは、例えば、次表のような合計値と各地域別の回答が示されている。また、防災会議での女性委員比率は、最高の鳥取16.0%と0% (15都県と1市)との間にあることが指摘され、取り組み例が紹介されている。これら数値は重要であろう。

表2 防災計画と施策、地域防災計画での男女共同参画視点の配慮(2008.1.25 資料)

男女共同参画計画		防災計画や防災施策で	防災の現場における
		男女別視点の配慮あり	男女共同参画があり
地域防災計画	都道府県	26 / 47	27 / 47
	政令指令都市	3 / 17	6 / 17
地域防災計画	都道府県	35 / 47	35 / 47
	政令指令都市	7 / 17	8 / 17

② その他 国レベルでは、中央防災会議(事務局・内閣府防災担当政策統括官)『防災白書』他、消防庁、警察庁の資料があり、災害の被災者数があるが、すべてに性別提示はない。

(2)地方自治体の関連文書における統計指標 地方自治体の男女共同参画(統計)文書には、災害に関するジェンダー統計指標が取り上げられている場合もある。大分県は、「第3次おおいた男女共同参画プラン」(2011~15年度)の重点目標6と7で、「小地域ネットワーク組織構築自治会数」の1,946団体(21年度)に対して、27年度の目標値を2,300団体とし、「女性消防団員の割合」1.0%(21年度)に対して3%(27年度)としている。川西市は、そのプラン:後期実施計画(2008.3)で、消防定例行事に女性分団が参加した回数、消防職員採用試験の性別受験者数、市職員性別消防職員数、をあげている。筆者は地方自治体の関連文書をすべてみたわけではないが、これまでは「防災・災害と女性(男女共同参画)」の項目のあるケースは少なく、指標に具体化している地方はさらに少ないようにみえる。

2.3 災害に関するジェンダー統計の入手可能性と必要の度合い 1.1の①~⑤、これに対応する2.1のうち、(1)防災計画の立案や指針への具体化に関わる委員会等、訓練を指導する機関等、(3)防災や被災者救援にあたる組織への女性の参加、については業務統計によって、比較的容易に把握できる。(2)計画への男女共同参画視角の導入状態は、参画局から地方への依頼によって、あるいは計画推進のための目標指標とすることによって、作成可能と思われる。とはいえ、災害発生から復興過程にいたる参加者のニーズやこのニーズに応える自治体、福祉、医療、介護関係やボランティアの数は、調査するとしても、事後的に、しかも、変化する錯綜した過程の事象であるから、不確かな形でのみ把握できるかも知れない程度のものであろう。被災過程の被災者・避難者別のニーズ等は、改めて統計データとして入手するまでもなく、既に幾多の災害経験を経て、本稿の1で紹介した、防災、被災地、避難所での活動指針等にかかなり盛り込まれている。災害の経験ごとに、これら指針が豊富化され、蓄積されて対応されるべきものであろう。調査が必要で行うにしても、事後的な研究調査になるだろう。さらに、性別、被災種類別被災者数も、あくまで事後的にのみ、自治体あるいは警察等によって累積されるものである。そして一般的には、性別の把握は十分とはいえない。【これは、警察庁の被害状況把握においても、国連の自然災害対応機関であるUNISDR (United Nations International Strategy for

Disaster Reduction) の統計のデータベースとしてリンクしているEMDATにおいても云えることである】。2.1の(11)以降でふれた復興過程での被災者の処遇や、企業をふくめた諸団体のパフォーマンスなどの統計データは、被災者の数、広がりレベル別に改めて独自の調査の対象になる。まずは様々な個別のケースの報告や把握が先行するべきものと思われる。本稿では、原発事故による影響は取り上げなかった。今次の震災の全体的な被災地・被害者救済と復興過程を引き続き観察して本稿を再点検しつつ、次の機会にとりあげたい。(4月8日稿)

## 6 主要統計指標の解説(4): 性、年齢階級別労働力率曲線とM字型曲線

杉橋やよい+伊藤陽一

**A:** 今回は、性、年齢階級別労働力率、特に日本に関してはM字型曲線を示す点で広く知られている図-1例としてNWECCの『男女共同参画統計データブック2009』の第2章から日本全国についての図-1をとりあげたいと思います。

この年齢階級をクロスした性別労働力率の図は世界の各国や日本の地域の男女共同参画状態の重要な特徴を示すもので、国際的にも広く使われてきました。このニュースレターのNo.4で仙台市が、No.5で愛知県がとりあげてなじみの図です。とりあげる理由は、良く使われるだけに、その重要性和注意点を示しておきたいと考えたからです。この図では、(i)女性の労働力率が、全体として男性より低く、先進国中ではその男女間格差が最大である、(ii)男性が台形を示しているのに対して、女性が、底を年次的に25~29歳から、30~34歳階級へ変化させながら、大きくM字型を描いている、(iii)M字型曲線の底が年次的に少しずつ上昇し、また右の方向、すなわちより高い年齢に移行している、点がみられます。女性が結婚・出産・育児の時期に離職・退職していること、この背景にある「男は外で収入を獲得し、女性は家で家事・育児・介護にたずさわる」という性別役割分担が、社会制度・施策そして人々の意識にあることの現れと解釈されてきました。

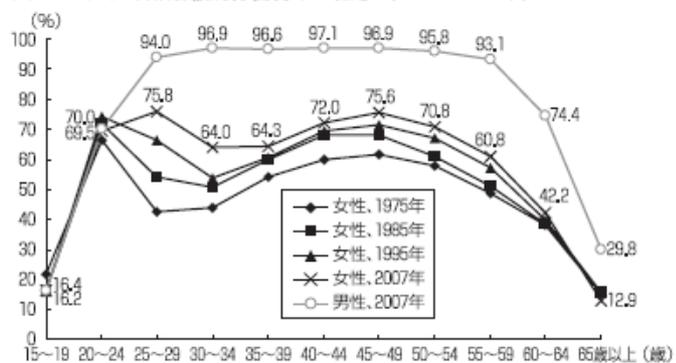
**B:** 私も各国や日本の地方の男女共同参画状態をとらえる出発点で、男女の就業状態の重要な側面を示すこの図をよく見ます。世界各国についてこの図を作成してみると、実に多様で興味深い限りです。先進国、特に北欧の場合は、この図の男性線のような台形を女性も示していて差がありません。この北欧と対比してよく日本が語られますが、労働力率の男女差はイスラム諸国のかなりではるかに大きく、M字型は韓国にも現れます。幾つかの国の例は上記の『統計データブック』を参照ください。

**A:** この図の限界を指摘してみましょう。①自営業主・家族従業者と雇用者、雇用者中の正規と非正規などの就業・雇用形態の違いを無視する労働力率を使っています。就業の出発点から、あるいは出産・子育ての後の再就職の際に、正規雇用者としてではなく、非正規の短時間・パート就業であっても労働力と数えられています。もちろんワーキングプアの規模も給与等労働条件の違いも語りません。男性と差がない台形を描く北欧諸国でも、雇用形態や労働条件で女性が不満・要求を持っています。

②この労働力には失業者もふくめられています。ですからこの曲線が有職者を示しているわけではありません。失業率が高い国や時期、失業率が性別に異なる場合には、別個に就業者の図が必要です。

③国際比較の際には、ILOの統計に基づいて、経済活動人口(率)が多く使われています。経済活動人口は、おおざっぱには労働力人口と類似とみる計算でひとまずは良いといえます。立ち入りますと、労働力というとりえ方が先進国向けであるのに対して、仕事上の活動と家事活動との区分が難しい領域に女性が多い途上国を念頭に、自家消費向けの家庭菜園での野菜や家畜の生産なども仕事上の活動

図3-1 性、年齢階級別労働力率の推移(1975~2007年)



注 男性は女性に比べて変化が少ないので2007年の数値だけを図示した。また、女性は2007年の数値だけを表示してある。

出所 『労働力調査(基本集計)』より作成

と同等のものとして広く含めたものです。しかし、途上国では、この経済活動に従事している女性が、自らを働いていると自覚していなかったり、統計調査の方法次第で、大きく除外されて、過小評価されている事実があります。これも大きな限界です。この点をふくめて、また②を考慮してより丁寧な計算が必要ともいえますね。④日本での作成の際には、「国勢調査」、「労働力調査」、「就業構造基本調査（就調）」のどれによっているかも注目点です。国勢調査は、労働力概念に基づいて全数調査されているので、5年毎ですが、市区町村レベルでも図を作成できます。他の2調査は標本調査であり、都道府県別統計を就調は含みますが、労働力調査は参考値だけで、ともに市区町村はありません。3調査のうち、前2調査は、月末1週間の状態、就調は、ふだんの就業・非就業状態を調べているという違いがあります。詳細な検討の際には、この違いも念頭におきましょう。

**B:** 統計の扱い上の注意点として、⑤出発点では、男性の線と女性の線と同じ図に示し、男女差を明示することが望まれます。女性の労働力率線だけでは「女性に関する統計図」であって「ジェンダー統計図」ではないともいえます。⑥国際比較の際には、ILOの統計資料には、年齢階級が5歳きざみでなく10歳きざみの国もある点に注意が必要です。⑦些細な点ですが、この図の横軸一年齢線ーを長くすると、M字谷が緩くなります。図の縦と横の長さを適切に取ることが必要でしょう。

**A:** この図の応用・拡大として、(i)非労働力中の就業希望者を加えた「潜在的労働力率」の図も参考になります。統計データブックの図3-2 (p.38)を参照してください。潜在的労働力率では、労働力率線より高くなり、Mの谷が緩やかになります。出産・育児期の女性の就業希望が多いことの現れです。ここでも保育園不足、長時間の労働・通勤時間等で両立支援体制が弱い日本の現実の下では、就業を希望すると答えない場合もあります。(ii)谷の面積を計算して比較する試みも提唱されましたが、有効性には疑問符がつきます。(iii)先に指摘のあった①就業・雇用形態をとりこんでこの図に雇用形態別労働力率を書き込む試みがあります。複雑な図になりますが、有効でしょう。(iv)同じく先の①でふれた所得階級、例えば年収200万円あるいは250万円以下とそれ以上の線を入れることも考えられますね。収入レベル線を多く書き込むとやはり図が見にくくなるでしょう。雇用形態別と同じようにそれぞれを別の図として図の間の比較をするのが明確でしょう。今回とりあげた全体的な労働力率の図から離れますが、検討すべき点でしょう。

**B:** 男女の労働力率の大きな差、そして特にM字型に絞って、その底をあげているのが、両立支援政策の効果か、政策には期待せず、結婚・出産・育児に際しても就業を継続するからか、未・非婚の若者の就業継続によるのか、子どもを産まないか1人にとどめるカップルの就業継続か、を示すことが、その次の検討点になります。(v)配偶関係、あるいは(vi)子どもの有無別の図は、この一端です（最近の例としては武石恵美子編著（2009）『女性の働き方』ミネルヴァ書房の第1章）。「性、年齢別労働力率」図と、さらなる分解図は、多方向に使ってみると面白いですね。

## 7 『世界の女性2010—動向と統計—』 翻訳版準備中

財団法人統計情報研究開発センター 理事長 伊藤彰彦

国連統計部では「世界統計の日」に*Word's Women 2010*『世界の女性2010』を刊行しました。日本統計協会では、1995、2000、2005年版と翻訳・刊行を続けてきましたので、2010年版も公益事業としてこれを行うことになりました。2005年版は、大方の期待に反して、女性に関する統計が各国でどのように整備（生産）されているかの実態を調査し、各国政府統計においてジェンダー統計を主流化することを主な目的としましたので、女性問題そのものを研究している方々にはあまり有用ではなかったと思います。ところが、2010年版はその他の年次と同じく、統計によって女性問題の実態を記述することを目的にしていますので、大いに期待していただいよと考えています。

『世界の女性2010』は国連HPに全文掲載されており、既に多くの方がご存じだと思いますが、8章から成っています—1.人口・家族、2.健康、3.教育、4.仕事、5.権力・意思決定、6.暴力、7.環境、8.貧困、統計表、文献—。旧版と大体同じ章建てですが、「貧困」が独立し、「環境」が新設されています。日本語訳の刊行（8月頃を予定）をお待ちいただきたいと、ここに紹介いたしました。

## 8 NWECから

東日本大震災で被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。NWECでは、震災被災者・避難者の皆様に、宿泊費無料で受入れています(2011年8月末までの予定)。どうぞご利用ください。

また、夏の節電に協力するために、今年度のNWECフォーラムは、日程を10月21日(金)～23日(日)に変更いたしました。現在ワークショップの募集中です。ご応募お待ちしております。

詳細はNWECホームページをご覧ください。 <http://www.nwec.jp/ip/program/invite/2011/page03w.html>

## 9 男女共同参画統計に関する行事など(2011年～)

【行事等に関する情報を事務局にご連絡ください。編集委員会で検討の上掲載いたします】

月	日本	国際
<b>2010年</b>		
12	第3次男女共同参画基本計画・閣議決定	
<b>2011年</b>		
1		17-2.4：第48回国連女性差別撤廃委員会 26：UNWomen「第1回定例理事会閉会にあたっての声明」
2		22-3.4：2011年(第55会期)女性の地位委員会 22-25：第42会期国連統計委員会がジェンダー統計をとりあげる。
3	11：「政府統計における性別データの収集整備に関する調査研究報告書」検討会 11：【東日本大震災】	
4		27-29：Sub-Regional Workshop on Measuring Violence against Women, Geneva, UNECE
5	15：NWEC 平成23年度「男女共同参画に関する統計の調査研究」第1回プロジェクト委員会	9-12：Regional Training Course/Workshop on Gender-focused Population and Housing Census Data Analysis, Chiba, SIAP
6	21：平成23年版男女共同参画白書を閣議決定・公表	
7		11-29：第49回国連女性差別撤廃委員会
9	14-15：経済統計学会全国研究総会ジェンダー統計セッション(中央大学)	
10	21-23：NWECフォーラム	
<b>2012年</b>		
3		第4回世界ジェンダー統計フォーラム：ヨルダン

### 編集後記

東日本大震災から約3か月が過ぎました。被災されました方々、関係者のみなさまに心よりお見舞い申し上げます。4月15日には日本学術会議より「東日本大震災に対応する第六次緊急提言 救済・支援・復興に男女参画の視点を」が発表されましたが、本号では災害とジェンダー統計についての小論を掲載しました。

なお、「地方公共団体の男女共同参画統計活動」について、掲載号の途中で(市区編)と(都道府県編)に見出しを分けたことから、過去の掲載記事の番号を次のように考え、今号より変更させていただきます。

≪市区編：①東京都北区(No.2)、②福岡県福岡市(No.3)、③宮城県仙台市(No.4)、④大阪府大阪市(No.5)≫

≪都道府県編：①富山県(No.1)、②静岡県(No.2)、③三重県(No.3)、④鳥取県(No.4)、⑤滋賀県(No.5)≫

「NWEC男女共同参画統計ニュースレター」No.6 2011.6.23

事務局 独立行政法人国立女性教育会館

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地 E-mail infodiv@nwec.jp